

| | |
|-----------|--|
| <p>福谷</p> | <p>市民ネットワークの福谷章子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。</p> <p><u>まず、初めは、予算編成のあり方についてです。</u></p> <p>先日、5月の初めごろですが、地域で改善すべきことがあれば書いてくださいという回覧板がうちにも回ってまいりました。例年のことですが、私が住んでいる自治会では、住民からの要望をこのようなオープンな形で取りまとめ、問題を地域住民が共有するとともに、役員さんの御苦労も見えるような形になっています。このようにして単位自治会で集められた要望が地区連協でまとめられ、それらが区連協、市連協で精査され、市に対する要望になると聞いております。</p> <p>ところが、その後、これらの要望がどのように市に伝わり、市がそれをどのように受けとめたのか、そのプロセスが市井の生活者には実はさっぱりわからないのです。そして、何がどのように扱われたか知らされぬままに、何となくストレスを感じながら過ごします。要望がすべて反映されれば問題はないのですが、そんなわけにはまいりません。特に、今後財源がますます乏しくなる中、優先順位をつけて事業の選択をしていくことが求められているだけに、その選択に至るまでの説明責任を果たさなければなりません。そのためには、プロセスの透明度をいかに高めていくかが課題であると考えます。</p> <p>特に予算編成においては、その取り組みが求められます。予算要望には地域エゴとか利権とかがつきまとうものですから、それを払拭し、公平公正を保つためには、衆人監視のもとにさらして、1人でも多くの市民の納得を得る努力が必要です。また、少なくとも市民から直接選ばれた者は、いつ、どこで、どのような判断を下したかというプロセスを見せるべきですし、日々回覧板を回しながら市政を支えている納税者としては、納めた税金がどんなふうに配分されていくのか、しっかり見守りたいというのは、当事者として当然の思いであるはずで、地域の要望がどのように処理されたのか、予算化が必要なものに関しては、担当課から予算要望がなされたのか、あるいは予算要望もされなかったのかというようなことは、当事者に伝えてしかるべきと考えます。市民がその情報を共有することにより、おのずと事業の優先順位への理解も得られるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、予算編成のあり方について、以下、伺います。</p> <p>予算要望に市民要望がどのように反映されているか、現状ではわかりません。要望を踏まえ、予算編成の公開が必要と考えますが、いかがでしょうか。これから国に対する予算要望活動が始まり、次年度の予算編成へと動き始めますが、千葉市の予算編成日程について、今後どのように進むのか、伺います。最近では、予算編成過程の公開をしている自治体もふえていますが、どのような公開の方法をとっているのか、主な公開のレベルについてお示しください。とともに、そのそれぞれについて千葉市が行っていない理由を伺います。また、そのそれぞれについて、千葉市が取り組む可能性とその理由について伺います。</p> <p><u>次に、公共予定地の都市再生機構への返還についてです。</u></p> <p>緑区のおゆみ野は、大規模な土地区画整理事業によって誕生したニュータウンです。手がけたのは、都市再生機構の前身であった日本住宅公団で、事業は1977年5月に始まり、30年を経過した2006年3月31日に完了しています。完了したといっても、まだ40ヘクタールの土地が売れ残り、それらの土地がどのように利用されるかということは、地域住民にとっては生活にかかわる大きな関心事です。というのは、今や至るところで高層マンション建設をめぐるトラブルが起きていますが、この地域も例外ではなく、高層マンションのみならず、住民が望まない建築物をめぐるトラブルが絶えないからです。土地に関しては、千葉市は従来から所有者の私権を保護する観点から、事業者に対する強い指導を控えています。既に周辺に住民が長く住み生活をしている場合には、その生活権を保障し、広大な土地の所有者には公共性を担う責任を求めてしかるべきであると考えます。</p> <p>さて、そのおゆみ野の都市再生機構が地主となっている40ヘクタールの土地のうち、当初の開発計画において、公共用地として将来的に千葉市が取得予定のものについて、このたび、機構から千葉市に申し入れがあったとのことですが、</p> <p>そこで伺います。</p> <p>都市再生機構、URの申し入れの内容について明らかにしてください。未利用地の小中学校予定用</p> |
|-----------|--|

地についての現状はどのようになっているのか、伺います。千葉市としては、URに対してどのように対応しているのか、伺います。

2007年2月22日の議会で、鶴岡市長はおゆみ野地区の学校計画について、今後、急激な開発による人口増加がなければ、小学校については既存の6校、中学校については新たに建設が計画されている鎌取第三中学校と既存の2校を合わせて3校でおおむね対応できるものと推測しておりますと発言しておられますが、当初予定は、この地域は小学校10校に中学校5校で8万人計画であったものが、2000年8月に小学校7校、中学校4校で、7万7,100人と下方修正されています。ところがこの発言では、さらにそれより少ない学校数の見通しとなりましたが、この地域の将来人口の推計についての見解を伺います。

次は、放課後の子供の居場所についてです。

放課後の子供たちに家庭と同じような居場所をと期待されるのが子どもルームです。千葉市の子どもルームは、以前に比べると格段に前進し、12年前に子どもルームの開設運動を手伝った身としては、実は隔世の感があります。当時は、入室希望児童20名と指導員と施設とを保護者みずからが探し、さらに運営委員会を結成できたら、市が運営費を補助するというものでした。運営には保護者の主体性が発揮できましたが、働きながら立ち上げる活動をするのは、それはそれは大変なことであり、当然、毎月の費用は今より高額でした。平成12年度からは市が事業主体となって、1小学校に1ルームの基本方針のもと施設を整備し、運営を社会福祉協議会に委託しています。利用料は一律となり、施設や指導員の確保のために保護者自身が奔走することはなくなりました。しかし、ソフト面や施設の老朽化など、課題はまだ山積し、保護者の要望活動によって開設時間の延長や施設の改善、障害のあるお子さんの受け入れなど、少しずつではありますが、改善をされた面もあります。ところが、待機児童を減らそうとすることに施策が集中するあまり、受け入れ枠が拡大され、一つのルームに70人、80人、あるいはそれ以上の子供たちが在籍し、おやつの時間のように一斉活動をするときには、指導員がメガホンで話しかけなければならないという、およそ家庭的な居場所とはほど遠い現状が今あります。ということをしっかり受けとめる必要があります。

このような状況の中、昨年10月には、国は放課後児童健全育成事業に関してガイドラインを示しました。これは、放課後子どもプラン推進事業が始まったけれど、子どもルームを生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的として策定されたとのことです。

そこで、まず、**子どもルームについて**伺います。

定員についてですが、国が示したガイドラインでは、規模については、定員は最大70人までとすることとされていますが、新年度の千葉市の状況はどうか。その内容から外れているルームについての方向性はどのように考えているか、伺います。

ルームの整備についてですが、新設については5か年計画に従って整備されることになっていますが、人口が急増し、児童数の推移予測をはるかに超えた場合には、第2ルームの整備が必要となります。第2ルーム設置についてはどのように考えているのか、お示してください。

指導員の加配についてです。指導員の障害児加配については、その都度個別に相談をして加配のあるなしを決定しているとのことです。1人ならば加配は必要ないとされても、加配のない障害児が複数在籍すると、指導員1人がつきっきりになるとのことです。加配がないと判断されても、場合によっては加配が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、障害児が複数在籍しながら加配がないルームは何カ所ありますでしょうか、お示してください。

指導員の待遇についてです。国が示したガイドラインは、指導員の活動内容と留意事項が具体的に示されています。それを見ますと、研修による資質の向上とともに、経験の蓄積も必要だなあというふうに感じます。市の見解を伺います。千葉市では、社会福祉協議会との間で、同条件での1年契約とのことですが、ベテランも新人も同じ待遇でよいかどうか、市としての見解を伺います。

子どもルームは、放課後の子供の居場所として一つの重要な役割を担っています。しかし、一方では、保護者の就業状況によって放課後の仲間づくりが分断されるという問題点もかねてからあります。昨年からはまった放課後子ども教室は、すべての子供たちが参加できますが、現状では、子どもルームに通っている子供たちの参加が少ないと聞いています。放課後子ども教室の活動が本年度も始まっ

ているようですが、昨年1年間の取り組みを経て、今年度、配慮、改善していく点はどのような点でしょうか、お聞かせください。また、子どもルームの子供たちも、より参加しやすくするためには、どのような工夫が必要と考えますか、伺います。

次は、障害者の地域生活支援についてです。

障害者自立支援法は、障害のある人も地域の中でその人らしく自立を目指して生活できることを理念としていますが、現実には、法施行以降、障害者の負担が増し、彼らの自立生活をかえって阻害するような事態となり、国も特別対策や緊急措置を次々に打ち出すなどの対応を続けてまいりました。従来の障害者施設にとっても、平成23年度までに新しい体系に整えていかねばならず、どこの施設も移行形態を模索していますが、施設から地域へと送り出そうにも、制度上の不都合により、計画がなかなか進まないのが現状です。というのは、障害程度区分でサービスが制限されるため、障害区分認定を済ませなければ新体系への見通しをつけられないのですが、判定ソフトが知的や精神にそぐわないために、障害程度区分が明確にならないと。したがって移行形態を決定することは困難なのです。国でも、知的障害、精神障害を初め、おのおのの障害特性を反映したソフト導入を検討しているようですが、来年行われる法施行3年後の見直しでの対応は、いまだ不透明です。

そこで伺います。

障害認定の現状についてですが、障害程度区分認定において、現在使用している1次判定ソフトでは、精神障害や知的障害の場合、2次判定において上位区分への変更率が高いと聞いています。千葉市の現状をお示しくください。

地域生活への移行についてです。だれでも多かれ少なかれ、環境の変化はストレスです。施設から地域生活、新しい生活の場所に移行する際にも、特に知的障害や精神障害の場合には、こだわりが強い場合が多く、環境の変化にうまく適応できずに体調を崩したり、結果的に新たな居場所が受け入れられないということも考えられます。ところが、一たん施設を出てしまうと籍がなくなってしまい、万が一、新たな場所で適応できない場合、戻る場所がなくなってしまいます。施設側も経営上、いつまでも空席にしておくわけにはいかないなど、机上で考えているだけでは想定できないことが今問題となっています。

そこで伺います。

施設からグループホームやケアホームなどに移る際には、何らかの段階的な見守りが必要であると考えますが、現状では、環境にゆっくりなじむという障害特性への配慮が欠けていると感じます。名古屋市においては、その点に関して独自の取り組みがなされているようですが、その内容についてお示しくください。

自立支援法では、日中活動と夜間の居場所とを明確に分けることを目指していますが、千葉市の日中活動の受け入れ場所の広がりについては、どのようになっているのでしょうか。

次に、一般就労の支援についても伺います。

日中活動の場の確保も十分ではない中で、就労の場を確保していくことはハードルの高いことです。それでも、一般就労の場もきちんと開拓していくことが大切であると考えます。障害者の自立支援に向けては、就労支援と所得確保の方策が今後の課題であると考えますが、千葉市における一般就労の支援についてお聞かせください。

最後は、学校給食における食物アレルギーへの対応についてです。

食物アレルギーは、年々増加傾向にあると言われていています。千葉市の場合は、前回の議会で、アレルギー児童の数は横ばいであるとの答弁をいただきました。ところが、昨今の食物アレルギーの傾向として、アナフィラキシーショックに至るような重症の症状を持つ子供が増加していたり、原因食品が卵や牛乳、小麦に限らず、魚や魚卵、ピーナツ、甲殻類、果物などもふえてきており、小学校高学年を過ぎても治らないケースがふえているなどという点が指摘されています。食物アレルギーのある子供たちにとっては、メニューによっては同じ給食を食べることができません。その場合、あらかじめ調理室において原因食品を除いたり、かわりの食品を用いて代替食を準備したり、あるいはみずから原因となる食品をその場で取り除いたり、あるいは自宅からお弁当を持参するなどの対応がとられています。

学校給食は、集団生活における社会性を学ぶ大切な場でもあり、楽しいはずの時間でもあることか

| | |
|---------------|---|
| | <p>ら、できるだけ調理場において準備することによって、教師や関係者への理解を図っていくことが食物アレルギーを持つ子供たちにとって望ましい対応であると考えます。しかし、保護者としては、入学前の学校に面倒なことを要望することに対して遠慮があり、子供にとって有益な協議の場を持つことを学校にみずから働きかけにくいのが現状です。小学校や中学校の給食における代替食や除去食の提供についてのルールづくりは、自治体それぞれが手探りをしている状況でもあることから、以下伺います。</p> <p>食物アレルギーの児童生徒は、全国で約 33 万人、そのうち重いアナフィラキシーショックを起こす子供は 1 万 8,000 人とのことです。千葉県では食物アレルギーの実態把握をどのようにしているか、また何人いるか、過去 3 年間の推移をお示しください。学校給食での対応としては、保護者と学校とで事前協議をした上で対応を図るとのことです。小学校入学時の対応決定までの手順と学校での体制も含めてお示しください。</p> <p>本年 4 月 25 日に文部科学省はアレルギー疾患の児童生徒に学校がどのように対応すべきかをまとめたガイドラインを公表し、アナフィラキシーショックに対処する自己注射を本人にかわって教職員が打つことは医師法に違反しないとする初めての見解を示しました。千葉県ではどのような対応をするのでしょうか。食物アレルギーに対して除去食や代替食で対応する対象者の決定は、どのような基準で行われているのか、お示しください。代替食に関しては、小学校では対応しているとのことですが、中学校の給食センターでは対応していないようです。なぜできないのか、伺います。</p> <p>最後に、食物アレルギーの主な原因となる食品は、卵、牛乳、そば、落花生、キウイフルーツ、エビなどとのことですが、卵、牛乳、そば、エビなどに関しては、既にアレルギー原因食品として周知されていますが、落花生やキウイフルーツについては、その認識が定着しているとは言えません。周囲の人たちに正しく理解してもらうことがアレルギーを持つ子供にとっては大切であると考えますが、学校関係者はもちろんのこと、子供たちや保護者への啓発についてはどのようにされているのか、伺います。</p> <p>以上で、1 回目の質問といたします。</p> |
| <p>財政局長</p> | <p>予算編成のあり方についての御質問にお答えします。</p> <p>初めに、予算編成の公開の必要性についてですが、財政健全化プランでは、自立し、持続可能で、透明な財政運営を財政健全化の目指すべき姿としており、その中で、透明な財政運営のため、わかりやすい財政情報の公表について取り組むこととしております。</p> <p>次に、予算編成日程についてですが、10 月上旬に新年度の財政見通し、編成の基本的考え方や要求基準を示した予算編成方針を各局に通知することとしております。10 月中旬から 11 月上旬に各局では予算見積もりを行い、それを受け、財政局での調整を行った後、翌年の 1 月に市長査定を行い、新年度の予算案を作成する予定です。</p> <p>次に、予算編成過程を公開している他自治体の状況ですが、政令市では 17 市中 9 市が公開しており、公開方法としてはホームページ等により行っております。公開のレベルについては、主な事業の要求内容について 9 市とも公開し、その査定結果については 6 市が公開しております。また、本市が公開していない理由についてですが、予算編成過程の公開は意思形成過程にある情報の公開に当たることから、行っていないものであります。</p> <p>最後に、予算編成の日程及び過程の公開についてですが、予算編成日程については、透明な財政運営を進めるため、平成 21 年度予算編成からホームページ等を活用して公開してまいります。また、予算編成過程の公開につきましては、他都市の状況等を踏まえ検討してまいります。</p> |
| <p>企画調整局長</p> | <p>都市再生機構、UR の公共予定地についてお答えいたします。</p> <p>まず UR からの申し入れですが、UR が独立行政法人として発足する際に、ニュータウン事業からの撤退が方針決定されていることから、事業の早期収束に向け、本市に対し、おゆみ野地区に確保している小中学校用地など公益施設用地 9 カ所の取得について意向照会があったものです。</p> <p>次に、未利用地の小中学校予定用地の現状についてですが、現在、小学校用地 1 カ所、中学校用地 2 カ所となっております。小学校用地については、県の文化財センター中央調査事務所及び高齢者スポーツ広場として、また、中学校用地のうち 1 カ所は、おゆみ野運動広場として暫定利用しており、残りの 1 カ所については、鎌取第三中学校用地として本年度取得する予定でございます。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>次に、URへの対応についてですが、取得の意向照会があった9カ所の公益施設用地について関係部局と協議の上、本市が取得する用地として鎌取第三中学校用地と、現在、おゆみ野ふれあい館として利用している公民館用地の2カ所を回答しました。そのほか、おゆみ野保育園用地については、無償借り受けの協議を継続するとともに、現在子どもルームとして利用している2カ所は、引き続き有償による定期借地契約とすることをあわせて回答したところでございます。また、本市が取得していない用地については、順次売却されると伺っておりますので、周辺環境に十分配慮するよう要請しております。</p> <p>最後に、この地区の将来人口の推計についてお答えします。</p> <p>おゆみ野地区は、当初、計画戸数2万2,720戸、約8万人の人口規模で開発され、町開きが行われてから24年が経過した現在、約1万5,500戸、4万3,000人の方々が居住されております。今後、これまでと同様に住宅販売が行われた場合には、戸建て住宅の需要増への対応や1世帯当たりの居住人口の減少などを考慮いたしますと、計画人口をさらに下回ることが想定されます。</p> |
| 保健福祉局長 | <p>放課後の子供の居場所についての御質問のうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>初めに、子どもルームについてお答えします。</p> <p>まず、定員70人を超えた子どもルームの状況及び対応の方向性についてですが、平成20年4月1日現在で、112ルーム中15ルームとなっており、これらについては、今後、既存施設の改修などにより、できるだけ早期に改善を図ってまいります。</p> <p>次に、第2ルーム設置の考え方についてですが、マンション建設などにより児童数が急増している小学校区の子どものルームの待機児童が多数発生した場合には、既存施設の増築または第2ルームの開設により待機児童の解消に努めることとしております。</p> <p>次に、指導員の障害児加配についてですが、加配が必要ないと判断された場合であっても、障害のある児童が複数利用するルームにつきましては、状況を確認した上で必要と認める場合は特例的な加配を行っております。また、障害のある児童が複数在籍しながら、指導員の加配のないルームは、現在6ルームでございます。</p> <p>次に、指導員の待遇についての2点の御質問は、関連がありますのであわせてお答えいたします。</p> <p>平成19年に国の示したガイドラインでは、指導員の経験の蓄積については特に定められておりません。また、指導員は、委託先の千葉市社会福祉協議会の放課後児童健全育成事業子どもルーム指導員身分取扱要綱におきまして、1年以内の期間を定め雇用される非常勤嘱託職員とされておりますので、経験により待遇に差を設けることは難しいものと考えております。</p> <p>次に、障害者の地域生活支援についての御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、障害程度区分認定の2次判定における上位区分への変更率についてですが、平成19年度においては、身体障害者が215人中47人で21.9%、知的障害者が245人中134人で54.7%、精神障害者が101人中70人で69.3%となっており、身体障害者に比べ知的障害者、精神障害者の上位区分変更率が高くなっております。</p> <p>次に、名古屋市における取り組みについてですが、入所施設利用者が不安なく地域へ移行できるよう、平成19年度から知的障害者地域移行訓練事業として実施しているもので、施設利用者がグループホーム等に移る際、1カ月程度の試行期間を設け、うまく地域移行ができなかった場合に元の施設に戻れるよう、施設側は試行期間中の受け入れ体制を確保しつつ、職員が地域移行に向けた支援を行うもので、31の方が利用されていると伺っております。</p> <p>次に、日中の活動の受け入れ場所の広がりについてですが、平成19年4月から本年4月までの1年間の推移では、障害福祉サービス指定事業所等は163カ所から175カ所に、また、地域活動支援センターは、未設置から4カ所にそれぞれ増加しております。</p> <p>最後に、一般就労の支援についてですが、本市も参画している千葉障害者就業支援キャリアセンターの平成19年度の利用状況は、就労相談件数が488件、実習を受けた方が44人で、このうち7の方が企業等へ就職をしております。また、昨年度から就労支援の基盤整備として、障害者職業能力開発プロモート事業を実施し、福祉、教育、雇用等の関係機関のネットワークづくり等に取り組んでおります。</p> |
| 教育委 | <p>初めに、放課後の子供の居場所についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> |

| | |
|----|---|
| 次長 | <p>まず、放課後子ども教室について、今年度、配慮、改善していく点はどのような点かとのことですが、各区ごとに開催しているコーディネーター連絡会に今年度から各教室相互の情報交換等の場を設け、課題や情報等の共有化を図っております。また、活動内容の充実を図るため、生涯学習センターの協力を得て、プログラム立案等、研修体制の充実や各教室の見学訪問を通して活動状況を把握するなど、事業運営の改善に努めてまいります。</p> <p>次に、子どもルームの子供たちも放課後子ども教室に参加しやすくするための工夫についてですが、放課後子ども教室に参加を希望するすべての子供たちへの活動の場や安全の確保のためには、より多くの指導員等の協力が大きな課題となっております。このため、今後とも放課後子ども教室の広報に工夫を凝らすなど、地域の方々や保護者等に事業の趣旨について御理解をいただき、ボランティアとしての指導員、協力員の確保にさらに努めてまいります。</p> <p>次に、学校給食における食物アレルギーへの対応についてお答えします。</p> <p>まず、食物アレルギーの実態把握の方法と過去3カ年の人数の推移についてですが、小・中・特別支援学校への調査では、平成17年度1,778人、18年度1,633人、19年度1,699人であります。</p> <p>次に、小学校入学時の対応決定までの手順と学校での体制についてですが、学校では、保健調査や保護者からの申し出により、個々の原因食品や症状について把握し、必要に応じて保護者と校長、教頭、学級担任、養護教諭及び栄養職員等で面談をした上で、対応を決定しております。また、校内において、管理職を初め関係者が食物アレルギー個人票に基づき、個々の症状や対応等について共通理解を図っております。</p> <p>次に、児童生徒がアナフィラキシーショックを起こした場合の対応についてですが、本年3月に国が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づき、意識の状態や呼吸、心拍等の状態を確認しながら、必要に応じ1次救命措置を行い、医療機関へ搬送する等の対応をとることとしております。</p> <p>次に、食物アレルギーに対して除去食や代替食で対応する対象者の決定基準についてですが、原則として医師の診察、検査により食物アレルギーと診断されていること、アレルゲンが特定され、医師から食事療法が指示されていること、医師が学校給食でのアレルギー対応が可能と判断していること等を決定基準としております。</p> <p>次に、小学校では対応している代替食が、給食センターでは対応できないのはなぜかとのことですが、小学校は単独調理場で、食数も数百食程度であることから、専用の調理器具により対応可能な学校もありますが、給食センターは6,000食から1万食という大規模な調理場であるため、施設や設備の面などから対応が困難となっております。</p> <p>最後に、アレルギー食品としての認識が定着していない食品についての啓発はどのようにしているのかとのことですが、学校には、毎年4月に学校給食における食物アレルギー対応について通知しており、栄養職員研修会等においても周知を図っております。児童生徒に対しては、給食時間等を通して学級担任などが指導しているほか、保護者に対しては給食だより等によりお知らせしております。</p> |
| 福谷 | <p>それでは、2回目は要望と質問をさせていただきます。</p> <p>まず要望についてですが、障害のある人の地域生活支援についてですが、現在の障害区分認定の判定ソフトでは、2次判定での変更率が、千葉市において身体では21.9%なのに対して、知的は54.7%、精神はさらに高く69.3%となっているとのことです。これでは、施設も移行のめどを立てようがありません。できるだけ早い時期に判定ができるような配慮を工夫していただきたいと思っております。また、名古屋市が行っている地域移行訓練事業は、施設から地域へと移行するためのセーフティーネットとなります。国の動きは当てになりませんから、名古屋市のように自治体独自でできることに取り組んで、地域生活を支援していただきますよう、強く要望します。就労できる場合には、一般就労も目指せるような仕組みを整えるべきであると思っておりますが、今後、プロモート事業を見守っていきたく思います。</p> <p>それでは、2回目、質問をいたします。</p> <p>まず、予算編成についてなんですけれども、財政健全化プランでは、自立し、持続可能で、透明な財政運営を財政健全化の目指すべき姿としており、その中で、透明な財政運営のため、わかりやすい財政情報の公表について取り組むとのことですが、透明な財政運営とは、まさに予算編成過程を見え</p> |

るようにすることであるとありますが、いかがでしょうか。

予算編成過程は、意思形成過程にある情報の公開に当たるから行っていないとのことですが、例えばパブリックコメントなどは、すべて意思形成過程における特定の段階への市民の参画ですし、審議会などの傍聴も、まさに意思形成過程の公開であると考えます。予算編成過程のそれぞれの段階の事業の要求内容、査定結果などは、きちんとその都度、意思決定がなされた結果であるはずですが、いかがでしょうか。意思形成過程にあるものという言葉があいまいな定義で、行政側の都合で使われているような気がします、その定義はどのようにされているのか、伺います。

政令市では、17市中既に9市が事業の要求内容について公開し、6市については査定結果も公開するというように予算編成過程の公開が進んできています。公会計改革において、財務書類4表を作成し、地方公共団体の財政健全化に関する4指標を公開することの基本理念は、財政情報の開示であると考えますが、見解を伺います。

納税者市民が直接、間接に財政をコントロールする財政民主主義の確立にとって、予算編成過程の公開は、もはや不可欠であると考えますが、見解を伺います。

次に、**都市機構の土地について**です。

公益施設用地9カ所のうち、千葉市が取得するのは2カ所、無償借り受けの協議が1カ所、有償による定期借地契約が2カ所、残りは返却で、そのうち2カ所は学校用地で、現在、地域が利用しているということです。返却する土地のうち学校予定地であったおゆみ野運動広場と高齢者スポーツ広場については、現在、地域の人たちが利用していますが、住民の皆さんの理解は得られているのでしょうか。また、どのような話し合いが行われているのか、利用している人たちの希望が最大限聞き入れられているのか、伺います。

おゆみ野地域においては、都市再生機構が土地を売却すると、その後の土地利用がどのようにされるのかがわからず、不安だというのが住民の素直な感情です。今までも何度かトラブルを経験しています。今後、このようなトラブルを繰り返さないための配慮が必要です。個人の地主の土地ではなく、学校用地として確保してあった広大な用地ですから、周辺環境への影響は大きなものです。千葉市も、売却されることとなった土地については、周辺環境に十分配慮するよう要請しているとのことですが、都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構中期計画の中で、業務遂行に当たっては関係する地域住民、地方公共団体とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設けるとしています。

そこで、市としてはもっと積極的に関与し、住民と都市再生機構とが売却予定の土地の活用を含めて、まちづくりについて協議ができるような働きかけをしていくべきであると考えますが、見解を伺います。

次は、**放課後の子供の居場所について**です。

定員70人を超える15の子どもルームについては、既存施設の改修などにより、できるだけ早期に改善を図るとのことですが、具体的にはどのような手法を想定していますか。

加配が必要ないと判断された障害のある児童が複数利用するルームについては、状況を確認した上で必要と認める場合は指導員を加配しているとのことですが、本年4月1日現在で加配のない6ルームに関しては、その必要性に関して調査されたのか、状況を見て指導員の意見を聞いているのか、伺います。

指導員の待遇についてですが、確かにガイドラインでは経験の蓄積については言及されていません。しかし、指導員の役割として子供の人権の尊重と子供の個人差への配慮、体罰等子供に身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、保護者との対応、信頼関係の構築、個人情報への慎重な取り扱いとプライバシーの保護、放課後児童指導員としての資質の向上、事業の公共性の維持が求められ、活動内容もかなり専門的です。また、各ルーム2人から、多いところでは11人近くの指導員がいて、このチームワークがうまくいかなければ子供たちにも影響するだろうということは容易に予測できます。

御答弁によると、指導員の待遇は委託先の社会福祉協議会の要綱によって1年以内の期間を定めて雇用される非常勤嘱託職員としているとのことですが、指導員のように子供たちと直接接する重要な職務に関する制度設計は、本来、千葉市で行い、それに従って委託先が要綱を作成するべきであると考えます。現状では、新人も4月1日から経験者と色なく役割を担うことになりませんが、指導員の質

| | |
|---------------|--|
| | <p>の確保はどのようになされているのか、お聞かせください。</p> <p>子どもルームの対象児童は3年生までとなっており、4年生以降も通わせたいとか、新1年生の待機を減らしてほしいという声はますますあります。しかし、一方では、学年が上がるにつれ、保護者の就業状況にはかかわりなく友達づくりができる環境を整備していく必要があります。そういう意味でも、放課後の子供の居場所をどのように確保するかということは重要な課題です。千葉市では、放課後子ども教室や児童福祉センター、公民館やコミュニティセンター、そして、子どもルームと、それぞれの取り組みがばらばらに行われています。放課後の子供の居場所について協議、検討を行うような庁内組織、専門機関、審議会などはどのようになっているのか、伺います。放課後の子供の居場所を検証する推進母体があればお示しください。</p> <p>2回目の最後は、学校給食と食物アレルギーについてです。</p> <p>給食センターは、大規模な調理場であるため、施設や設備の面などから対応が困難となっているとのことですが、仙台市では、食物アレルギー対応の手引を設け、調理作業のみならず、その受け入れから社会的対応全体に対してきめ細かく取り組んでおります。給食センターでも代替食で対応しているとのことですが、</p> <p>そこで伺います。</p> <p>現在、PFI手法により整備中の新港学校給食センターで、食物アレルギー対応食を提供するためには、どのような設備が必要となりますでしょうか。今後、中学生の給食を準備する給食センターにおいても食物アレルギーへの対応が必要と考えますが、見解を伺います。</p> <p>以上で、2回目の質問を終わります。</p> |
| <p>財政局長</p> | <p><u>予算編成のあり方</u>についての2回目の御質問にお答えします。</p> <p>初めに、透明な財政運営についてですが、さまざまな財政情報について充実を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めることと考えております。予算編成過程の公開についても、そのような観点から検討することとしております。</p> <p>次に、要求内容や査定状況などは、その都度意思決定がなされた結果ではないかとのことですが、予算編成において次年度予算案を作成するまでは、あくまでも意思形成過程であると考えております。</p> <p>次に、意思形成過程にあるものの定義についてですが、千葉市情報公開条例第7条第5号では、市などにおける最終的な意思決定前の審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるものと規定されております。</p> <p>次に、公会計改革で財務書類4表などを公開することの基本理念についてですが、わかりやすい財政情報の開示であると考えております。</p> <p>最後に、予算編成過程の公開に関する見解についてですが、透明な財政運営のための取り組みとして、わかりやすい財政情報の公開をさらに進めるため、他都市の状況等を踏まえ検討してまいります。</p> |
| <p>企画調整局長</p> | <p><u>都市再生機構、URの公共予定地</u>についての2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>運動広場として利用しております学校用地についてですが、おゆみ野運動広場については、4月に開催しました地元説明会において、9月末までとしていた使用期限について、地元の要望を踏まえURと交渉した結果、今年度末まで継続して利用できる旨の回答を得たところであります。また、高齢者スポーツ広場については、平成21年度末、利用できる旨の話聞いていますので、利用者に御理解いただくよう努めてまいります。なお、URの売却予定の土地の活用については、地域への説明や周辺環境への配慮が行われるよう申し入れるなど、適切な対応に努めてまいります。</p> |
| <p>保健福祉局長</p> | <p><u>子どもルーム</u>についての2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、定員70人を超えた子どもルームの具体的な改善方法についてですが、施設の規模や指導員の配置状況などを勘案し、児童1人当たりの面積などの基準を確保した上で、間仕切りの設置による既存ルームの分割や学校周辺の空き店舗等の借り上げによる新規ルームの開設などを考えております。</p> <p>次に、指導員の加配がないルームの調査状況についてですが、該当ルームについては、障害のある児童の入所の際に、面談等を行った上で、指導員の加配が不要である旨を確認しており、その後も運営委託先の社会福祉協議会や指導員の方から状況の変化があったとの報告は受けておりません。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>最後に、新人指導員の質の確保についてですが、指導員は雇用に際し、教師または保育士の資格を有する方から、面接及び作文により能力や適性を判断しており、事前の研修と実習を行った上でルームに配置をしております。また、ルームへの配置後も各種研修の実施と合わせ、教育、保育の現場で長年実績のある者を配置したルーム運営相談員による指導を行うことで、資質の向上を図っております。</p> |
| <p>教育次長</p> | <p>2回目の御質問にお答えします。 初めに、放課後の子供の居場所についてのうち、所管についてお答えします。 放課後の子供の居場所について協議、検討を行う組織及び検証する推進母体についてですが、関連がありますのであわせてお答えします。 本市では、総合的な放課後対策事業のあり方について検討等を行うため、学校関係者、社会教育関係者及び福祉関係者等で組織する千葉市放課後子どもプラン推進委員会を設置しており、当委員会において、放課後の子供の居場所に係る課題や成果等を検証することとしております。 次に、学校給食における食物アレルギーへの対応についてお答えします。 まず、整備中の新港学校給食センターで、食物アレルギー対応食を提供するためにはどのような設備が必要なのかとのことですが、大量の食材を扱う学校給食センターでは、偶発的にアレルギーの原因となる物質が混入してしまうことを防ぐため、専用の調理室が必要です。 また、専用の調理台、調理用品等も必要となります。 最後に、今後は給食センターでも食物アレルギー対応が必要ではないかとのことですが、現在給食センターにおける食物アレルギーへの対応は極めて困難な状況にあります。専用設備のほか、栄養職員や調理員の動員、配送方法等、多くの課題がありますので、今後、他市の情報収集に努めてまいります。</p> |
| <p>福谷</p> | <p>御答弁ありがとうございました。3回目は要望とさせていただきます。 まず、今の学校給食における食物アレルギーに関してですが、食物アレルギーに関する情報や認知は、まだまだ少ないのが現状です。対応も状況とともに変わりますから、食物アレルギーに関する情報を関係者がきちんと共有することが重要です。中学校に関しては、給食センターにおける対応が極めて困難だからということで、ほとんど取り組みがないようですが、仙台市ではしっかりしたマニュアルをつくり、1万食以上の給食をつくる中できちんと対応ができています。みずからの努力ではいかんともしがたいことで、子供たちが不利益を受けるようなことがないような教育環境づくりをするのが教育行政の役割だと考えます。食物アレルギー児への義務教育期間の一貫した取り組みを求めます。 次に、放課後の子供の居場所ですが、子どもルームですが、先日90名近くの児童が在籍するルームを訪ねました。だだっ広い一部屋に、その日は70人ほどの子供たちが過ごしていて、全体を見渡すことはできますが、子供たちはさぞかし落ち着かないだろうなあと感じました。指導員も、とにかくけがをさせないようにと神経をすり減らしている様子でした。国のガイドラインは上限70人としていますが、ふさわしいのは40人までという方向性も同時に示しています。70人を越えたようなルームは分割や第2ルームの設置などにより、落ち着いた生活の場の保障を要望しますが、子どもルームだけではなく、放課後の子供のさまざまな居場所を整えていく必要性を感じます。 千葉市放課後子どもプラン推進委員会において、総合的な放課後対策の事業のあり方を検討しているとのことですが、この会議は年に3回しか行われておりません。年3回では踏み込んだ内容や新たな取り組みが生まれるとは思えず、議事録を読んでみました。案の定、委員さんの中からも、もっと協議をする時間が必要、回数が少ないのではなどの意見が出ておりました。せっかくですから、予算がないからと会議を打ち切らないで、もっともっと話し合いの場を持っていただきたいと思います。私は、放課後子どもプランに不足しているのは、今、地域福祉の観点ではないかと感じております。 次に、都市再生機構が所有する公共予定地ですが、おゆみ野運動広場として使っていたものをいきなり半年後に返却してほしいというのは、利用者にとって酷な話です。少年スポーツ団体や大人のスポーツ団体が地域スポーツの拠点として利用していますから、半年先、1年先の試合日程も組まれていたと聞いています。今回、URとの交渉で、期限を半年間延長したとのことですが、一方の高齢者施設はさらに1年先まで利用できるとのこと。もともと、何事もなければ5年間使える約束だったと</p> |

聞いておりますから、もうひと踏ん張りして再度交渉していただければと思います。

午前中、山本議員の質問を聞いておりましたが、市が既に所有している土地でも利用していない土地もある。そしてまた、所有していないのにこのように住民が使っている土地もある。これには、総合的に見直す必要があるんだろうなということを今回感じました。それから、都市再生機構に対してですが、ニュータウン事業からの撤退が方針決定されているだけに、未利用地をなりふり構わず売り抜けられては困ると、ニュータウンの住民が心配するのは当然だと思います。今後の人口予測も、当初に比べて一層減少するようです。URは、撤退する前に地域住民と残されたまちづくりについて語り合うような場を持ち、有終の美を飾ってはどうかとぜひお伝えいただきたいと思います。

最後に、**予算編成過程の公開について**です。

御答弁を聞いていて、もはや、財政健全化に向けて予算編成過程も含めたわかりやすい財政情報の公開は必定だなと感じました。それでも千葉市が現在行わない理由は、意思形成過程にある情報の公開に当たると判断しているからであるとのことでした。その根拠は、千葉市情報公開条例第7条第5号であるとのこと。しかし、そもそもこの条例は、その目的として、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民参加による公正で開かれた市政を推進し、あわせて市民生活の向上に資することをというふうに、目的で述べております。

そのような目的の中でも、それでもやむにやまれず公開できない除外規定として、先ほど例示されました、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがある場合を規定しています。果たして、主な事業の要求内容や査定結果の公開がこれに当てはまるのでしょうか。私にはそうとは考えがたいです。現に既に公開しているほかの9の政令市も、実は千葉市と同じような情報公開条例を持ちながら、公開をしているわけですから、千葉市だけが混乱に陥るとしたら、それは行政手腕の問題だと私は思います。よって、予算編成過程の公開を強く求めて、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。